

令和 7 年 5 月 21 日

令和 7 年 第 2 回  
糸魚川市議会臨時会提出議案

糸魚川市長 久保田 郁 夫

議案番号	件名
32	専決処分の承認を求めることについて（糸魚川市市税条例の一部を改正する条例）
33	専決処分の承認を求めることについて（糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例）
34	専決処分の承認を求めることについて（糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
35	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号））
36	監査委員の選任について

議案第32号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月21日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

専決第1号

専 決 処 分 書

糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

糸魚川市長 米 田 徹

## 糸魚川市市税条例の一部を改正する条例

糸魚川市市税条例（平成17年糸魚川市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第21条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第21条の6第1項第10号中「第78条第2項第2号及び第3号」を「第78条第2項第2号から第4号まで」に、「（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の2の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」を「及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

第24条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、同条第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の3の2第1項第3号及び第24条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第24条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第24条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第68条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットルまでのもの」を「0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）」に、「0.8キロワットまで」を「0.8キロワット以下」に改め、同号エ中「総排気量」を「、総排気量」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第76条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第68条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排出量及び最高出力）」を加える。

第77条第2項各号列記以外の部分中「運転免許証」という。)の次に「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第3項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第3項において同じ。)」を加え、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の3第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第79条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第

81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第79条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書及び第2号ただし書の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第80条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第21条の2、第24条の2第1項ただし書、第24条の3の2第1項第3号及び第24条の3の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定 令和8年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の糸魚川市市税条例（以下「新条例」という。）第21条の2及び第24条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第24条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12条に規定する特定親族をいう。第24条の3の2第1項第3号及び第24条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第24条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後の支払を受けるべき新条例第24条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第24条の3の2第1項及び第3項の規定による申請書について適用し、1号施行日前の支払を受けるべきこの条例による改正前の糸魚川市市税条例（以下「旧条例」という。）第24条の2第

1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第24条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第24条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第24条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前の支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3の3第1項の規定による申請書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第68条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、糸魚川市市税条例第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 糸魚川市市税条例第81条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次項において同じ。）

の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

議案第33号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月21日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

専決第2号

専 決 処 分 書

糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

糸魚川市長 米 田 徹

## 糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例

糸魚川市都市計画税条例（平成17年糸魚川市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の見出し及び同項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第6項の見出し及び同項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第17項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の糸魚川市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。



議案第34号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月21日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

専決第3号

専 決 処 分 書

糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

糸魚川市長 米 田 徹

## 糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

糸魚川市国民健康保険税条例（平成17年糸魚川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 改正後の糸魚川市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第35号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月21日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

専決第4号

専 決 処 分 書

令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

糸魚川市長 米 田 徹

## 令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度糸魚川市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ970,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ30,459,678千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		8,160,401	900,000	9,060,401
	1 地方交付税	8,160,401	900,000	9,060,401
15 国庫支出金		3,138,151	30,000	3,168,151
	2 国庫補助金	1,497,033	30,000	1,527,033
16 県支出金		2,017,729	3,193	2,020,922
	2 県補助金	1,021,447	3,193	1,024,640
19 繰入金		1,698,459	6,807	1,705,266
	1 基金繰入金	1,678,850	6,807	1,685,657
20 繰越金		1,580,884	30,000	1,610,884
	1 繰越金	1,580,884	30,000	1,610,884
補正されなかった款項に係わる額		12,894,054	0	12,894,054
歳 入 合 計		29,489,678	970,000	30,459,678

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,911,565	960,000	4,871,565
	1 総務管理費	3,544,606	960,000	4,504,606
4 衛生費		2,435,306	10,000	2,445,306
	1 保健衛生費	1,125,480	10,000	1,135,480
補正されなかった款項に係わる額		23,142,807	0	23,142,807
歳 出 合 計		29,489,678	970,000	30,459,678

## 第2表 繰越明許費補正

### 1 繰越明許費の追加

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	定額減税補足給付事業 (物価高騰対策)	30,000
9 消防費	1 消防費	常備消防活動費	699
10 教育費	7 社会教育費	国指定文化財管理事業	1,700

### 2 繰越明許費の変更

単位：千円

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
11 災害復旧費	1 農林水産業 施設 災害復旧費	県営過年農業用施設 災害復旧事業	1,100	21,900

令和6年度 歳入歳出予算事項別明細書（一般会計）

1 総括

（歳入）

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	8,160,401	900,000	9,060,401
15 国庫支出金	3,138,151	30,000	3,168,151
16 県支出金	2,017,729	3,193	2,020,922
19 繰入金	1,698,459	6,807	1,705,266
20 繰越金	1,580,884	30,000	1,610,884
補正されなかった款に係わる額	12,894,054	0	12,894,054
歳入合計	29,489,678	970,000	30,459,678

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,911,565	960,000	4,871,565
4 衛生費	2,435,306	10,000	2,445,306
補正されなかった款に係わる額	23,142,807	0	23,142,807
歳出合計	29,489,678	970,000	30,459,678

単位：千円

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
30,000			930,000
3,193		6,807	
33,193		6,807	930,000

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
11款 地方交付税	8,160,401	900,000	9,060,401
1項 地方交付税	8,160,401	900,000	9,060,401
1目 地方交付税	8,160,401	900,000	9,060,401
15款 国庫支出金	3,138,151	30,000	3,168,151
2項 国庫補助金	1,497,033	30,000	1,527,033
1目 総務費補助金	806,861	30,000	836,861
16款 県支出金	2,017,729	3,193	2,020,922
2項 県補助金	1,021,447	3,193	1,024,640
3目 衛生費補助金	52,944	3,193	56,137
19款 繰入金	1,698,459	6,807	1,705,266
1項 基金繰入金	1,678,850	6,807	1,685,657
1目 基金繰入金	1,678,850	6,807	1,685,657
20款 繰越金	1,580,884	30,000	1,610,884
1項 繰越金	1,580,884	30,000	1,610,884
1目 繰越金	1,580,884	30,000	1,610,884
歳 入 合 計	29,489,678	970,000	30,459,678

11款 地方交付税 15款 国庫支出金 16款 県支出金 19款 繰入金 20款 繰越金

節		金額	説明	明
区	分			
1	地方交付税	900,000	1 普通交付税 2 特別交付税	380,000 520,000
1	総務管理費補助金	30,000	13 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	30,000
1	保健衛生費補助金	3,193	33 子ども医療費助成等交付金	3,193
1	基金繰入金	6,807	10 ふるさと糸魚川応援基金繰入金	6,807
1	繰越金	30,000	1 前年度繰越金	30,000

3 歳 出

款	項	目	補 正 前	補 正 額	計	
2 款	総務費		3,911,565	960,000	4,871,565	
1 項	総務管理費		3,544,606	960,000	4,504,606	
1 目	一般管理費		1,389,120	30,000	1,419,120	
		節	61 定額減税補足給付事業（物価高騰対策）			
	区 分	金 額	事業費	333,000	30,000	363,000
12	委託料	3,000	[財源内訳]			
18	負担金、補助及び交付金	27,000	・ 国庫支出金			
			物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			
					30,000	
3 目	財産管理費		729,288	930,000	1,659,288	
		節	26 基金積立金			
	区 分	金 額	事業費	565,423	930,000	1,495,423
24	積立金	930,000	[財源内訳]			
			・ 一般財源			
					930,000	
4 款	衛生費		2,435,306	10,000	2,445,306	
1 項	保健衛生費		1,125,480	10,000	1,135,480	
7 目	医療給付費		153,400	10,000	163,400	
		節	1 子ども医療費助成事業			
	区 分	金 額	事業費	153,400	10,000	163,400
12	委託料	100	[財源内訳]			
19	扶助費	9,900	・ 県支出金			
			子ども医療費助成等交付金			
					3,193	
			・ 繰入金			
			ふるさと糸魚川応援基金繰入金			
					6,807	
歳 出 合 計			29,489,678	970,000	30,459,678	

2款 総務費 4款 衛生費

単位：千円

財 源 内 訳	国・県支出金	地 方 債	そ の 他 特 財	一 般 財 源
	30,000			930,000
	30,000			930,000
	30,000			
61 定額減税補足給付事業（物価高騰対策）の経費内訳				
給付事務委託料	3,000		定額減税補足給付金	27,000
財 源 内 訳				930,000
26 基金積立金の経費内訳				
財政調整基金積立金	900,000		ふるさと就職修学支援基金積立金	30,000
財 源 内 訳	3,193		6,807	
	3,193		6,807	
	3,193		6,807	
1 子ども医療費助成事業の経費内訳				
審査支払事務委託料	100		子ども医療費助成金	9,900
財 源 内 訳	33,193		6,807	930,000